

# ○木曾広域連合監査委員条例

〔平成 11 年 4 月 1 日〕  
条例第 4 号

改正 平成 19 年 5 月 30 日 条例第 17 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 195 条第 2 項及び第 202 条の規定に基づき、監査委員の定数及び監査委員に関して必要な事項を定めるものとする。

(監査委員の定数)

第 2 条 連合の監査委員（以下「委員」という。）の定数は、2 人とする。

(告示)

第 3 条 連合長は委員を選任したときは、その住所氏名を告示するものとする。

(監査)

第 4 条 委員は、法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を、毎年 9 月 1 日から翌年 3 月までの間に 1 回以上行い、その期日は、監査期日前 10 日までに監査を受ける機関に通知しなければならない。

2 委員は、法第 75 条第 1 項及び第 199 条第 5 項の規定による監査を、その請求又は要求を受理した日から 14 日以内に着手しなければならない。

3 委員は、前項の監査を行う場合は、期日前 7 日までに連合長及び関係機関に通知しなければならない。

4 委員は、法第 235 条の 2 第 1 項の規定による連合の現金の出納を、毎月 20 日（当日が休日に当たるときは翌日）に検査しなければならない。ただし、特別の事情があるときは、別に期日を定めて行うことができる。

(書類の提出)

第 5 条 委員は、連合長及び関係機関に監査及び検査上必要な書類、帳簿等の提出を求めることができる。

(結果の公表及び告示)

第 6 条 監査の結果公表及び告示については、木曾広域連合公告式条例（平成 11 年条例第 2 号）の規定を準用する。

(委任規定)

第 7 条 この条例に規定するもののほか、監査及び検査の執行について必要な事項は、委員が協議して定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 5 月 30 日条例第 17 号）  
この条例は、公布の日から施行する。